

天塩町奨学金返還支援事業補助金交付要綱

令和8年3月19日 告示第15号

(目的)

第1条 この要綱は、町内事業所等に勤務し奨学金を返還する者に対して、その奨学金返還額の一部を補助することで、地域の担い手となる人材を確保するとともに、本町への若年層の定住促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金、他の地方公共団体から借り入れた奨学金、その他町長が認める奨学金をいう。
- (2) 町内事業所等 町内に住所を有する個人又は法人であつて、事務所、店舗、工場、その他事業に供する施設を有するものをいう。
- (3) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校をいう。
- (4) 町税等 天塩町特定滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例（平成27年条例第26号）第2条第1項第1号に定める町税等をいう。
- (5) 正規雇用 期間の定めがない労働契約（期間の定めがある労働契約であつて、契約の更新回数の上限がないものを含む。）が締結され、同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法、支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給及び昇格等が適用される雇用形態をいう。
- (6) 自営業 個人で農業、その他の事業を営み、又はその事業に従事し、申請する年度内の収入の合計（見込額）が1年間に得る総収入の半分以上であるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 大学等の在学期間中に奨学金の貸与を受けた者で、補助金の交付を申請する時点において、奨学金の借入れが終了し、かつ、奨学金の返還を行っている者又は補助金の交付を申請する年度内に奨学金の返還を開始する者
- (2) 天塩町に住民登録があり、今後も継続して居住する見込みのある者
- (3) 町内事業所等で正規雇用され就業している者若しくは自営業を営む者。ただし、転勤や出向など、勤務地の変更等によって一時的に町内事業所等で就業又は営業す

る場合を除く。

- (4) 補助金の交付を申請する年度の4月1日時点における年齢が40歳未満である者
- (5) 天塩町医療等職員養成修学資金貸付条例（昭和46年条例第7号）に定める修学資金の貸付を含め、他の奨学金返還支援制度を利用していない者
- (6) 町税等及び貸与を受けた奨学金の滞納がない者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他の反社会的団体又はこれらの構成員が行う活動への関与が認められる者に該当しない者

2 前項に規定する者のうち、国家公務員法（昭和22年法律第120号）に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する地方公務員（北留萌消防組合消防職員定数条例（昭和48年条例第13号）に規定する職員を除く。）は、補助対象者から除くものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助金の交付を申請する日の属する年度内に返還すべき奨学金の額の範囲内で、年額18万円を上限とする。

- 2 奨学金の額には、当該利子相当分を含めるものとする。
- 3 繰上返還等による奨学金の額は、第1項に規定する額に含まないものとする。
- 4 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付対象期間）

第5条 補助金の交付対象期間は、補助金を申請する年度内において奨学金を返還する期間とし、補助対象者1人につき通算60月を上限とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、天塩町奨学金返還支援事業補助金交付（変更承認）申請書（様式第1号。以下「交付（変更）申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 返還すべき奨学金の額を証するもの
- (3) 卒業証明書、又はこれに準ずるもの
- (4) 次のいずれかに掲げる就業等を証する書類
 - ア 正規雇用 雇用証明書（様式第2号）
 - イ 自営業 事業を営んでいることを証する書類
- (5) 誓約書（様式第3号）

(6) その他町長が必要と認める書類

2 前項第2号及び第3号に規定する書類は、本事業の2回目以降の申請を行うときには、提出を省略することができるものとする。

3 町長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、交付することを決定したときは天塩町奨学金返還支援事業補助金交付決定（変更承認）通知書（様式第4号。以下「交付決定（変更承認）通知書」という。）により、交付しないことを決定したときは天塩町奨学金返還支援事業補助金不交付決定（変更不承認）通知書（様式第5号。以下「不交付決定（変更不承認）通知書」という。）により、それぞれ当該申請者に通知する。

（事業内容の変更申請）

第7条 申請者は、前条の交付決定を受けた内容に変更が生じたときは、交付（変更）申請書により、変更に係る関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更申請があったときは、その内容を審査し、事業の変更承認の可否を決定し、交付決定（変更承認）通知書又は不交付決定（変更不承認）通知書により当該申請者に通知する。

（補助金の実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた年度の3月31日までに天塩町奨学金返還事業補助金実績報告書（様式第6号）に奨学金の返還の事実を証するものを添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の報告書を受理したときは、当該報告書に係る書類等の審査により補助金の額を決定し、天塩町奨学金返還支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 交付決定者は、補助金の交付を請求するときは、天塩町奨学金返還事業補助金請求書（様式第8号）により町長に請求するものとする。

（決定の取消し等）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は補助金交付の決定を取消し若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、天塩町補助金等交付規則（平成20年規則第14号）によるほか、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。